

前橋市監査委員公表第15号

前橋市長職務代理者から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について
通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14
項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年1月9日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年8月19日～10月9日

措置通知書提出日 令和7年12月4日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：株式会社ロードステーション前橋上武】</p> <p>1 申請書の記載及び利用料金の算定について（指摘事項）</p> <p>施設の利用者から提出される利用許可申請書において、営利目的利用と非営利目的利用に係る区分のチェックが誤っているものなどがあった。また、施設の利用料金の算定において、平日利用と休日利用とでは金額が異なるが、その判定を誤るなど、適正な利用料金を徴収していないものがあった。</p> <p>申請書の記載内容は利用料金の算定に必要なものであることから、受付の際に、記載内容を十分に確認し、誤っている場合は、利用者に対して記載内容の修正を指導されたい。また、利用料金の算定においては、適正な事務処理となるよう改善されたい。</p> <p>2 利用料金の納付について（指摘事項）</p> <p>施設の利用料金の納付において、利用の翌月に、利用者から納付を受けているものがあった。</p> <p>道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例第8条では、利用料金は利用許可を受ける際に納付しなければならないと規定されていることから、同条例にのっとり適正な事務処理となるよう改善されたい。</p> <p>3 個人情報の取扱いについて（指摘事項）</p> <p>支払関係書類において、個人情報が含まれる書類を適切に廃棄せず、裏紙利用しており、不適切な管理状況となっていた。</p> <p>道の駅まえばし赤城の管理に関する基本協定書別記2の個人情報の管理に関する事項にのっとり、適正な個人情報の管理を行うよう改善されたい。</p>	<p>利用許可申請書の受付の際には、記載内容を十分に確認するとともに、誤りがあった場合は、利用者に修正内容を説明し理解していただき、修正を指導するよう適正な事務処理の徹底を図り改善した。</p> <p>また、利用料の算定については、申請書に利用料を記載する際に、適正な料金であることを確認するとともに、職員によるダブルチェックを行い、適正な利用料金を徴収するよう改善した。</p> <p>施設の利用料金の納付については、市において道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例第8条の改正を予定（12月議会）しており、令和8年4月1日から改正条例の施行後は、「その他市長が必要と認める使用料等は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに納付することができる。」を適用することとし、利用許可の際には、利用料金の納付方法や期限について適切な指導を行うよう改善する。</p> <p>道の駅まえばし赤城の管理に関する基本協定書（別記2）を遵守するため、個人情報の管理に関する事項を社内にて周知徹底し、更に、研修を行うことで、個人情報の取扱いに関する認識を高め、適正な個人情報の管理を行うよう改善した。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>4 条例等と利用規約との整合について（要望事項）</p> <p>施設の利用許可申請の提出について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第3項では、利用の日の前日までに行うものとしているが、道の駅まえばし赤城施設利用規約（以下「利用規約」という。）第6条第1項では、1週間前までに提出しなければならないとしている。</p> <p>また、利用料金の納付について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項では、許可を受ける際納付しなければならないとしているが、利用規約第9条第2項では、利用当日の利用開始前に支払うものとしているなど、条例又は規則（以下「条例等」という。）と利用規約との整合がとれていないものがあつた。</p> <p>条例等と利用規約との整合がとれていないことで、利用者の混乱を招くことはもとより、条例等に基づかない事務処理を行うことにもなることから、市所管課と協議を行い、条例等と利用規約との整合を図るよう検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：観光政策課】</p> <p>1 年度協定書について（要望事項）</p> <p>道の駅まえばし赤城の管理に関する年度協定書において、年度当初に締結した年度協定書では、指定管理料の請求月を4月、6月、10月としていたが、指定管理者からの請求がないまま、1月に締結した変更年度協定書では、請求月を1月、3月としていた。</p> <p>指定管理料の請求月及び支払額については、年間計画書の収支予算等の内容を踏まえ、指定管理者と十分に協議を行い、年度当初から大幅な変更が生じない協定書を締結するよう検討されたい。また、やむを得ない理由等により年間計画に大幅な変更が生じ、変更年度協定書を締結する場合は、速やかに締結するよう検討されたい。</p>	<p>道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則と道の駅まえばし赤城施設利用規約については、施設の利用実態を踏まえ、サービス向上に繋がるよう市所管課（観光政策課）と協議を行い、整合性のある適正な事務処理となるよう見直しを図る。</p> <p>なお、施設の利用料金の納付については、市において当該条例第8条の改正を予定（12月議会）しており、令和8年4月1日から改正条例の施行後は、「その他市長が必要と認める使用料等は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに納付することができる。」を適用するよう改善する。</p> <p>指定管理料の請求月及び支払額については、年間計画書の収支予算の内容を踏まえ、指定管理者と十分に協議を行い年度協定書を締結するよう見直すこととした。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>2 条例等と利用規約との整合について（要望事項）</p> <p>施設の利用許可申請の提出について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第3項では、利用の日の前日までに行うものとしているが、道の駅まえばし赤城施設利用規約（以下「利用規約」という。）第6条第1項では、1週間前までに提出しなければならないとしている。</p> <p>また、利用料金の納付について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項では、許可を受ける際納付しなければならないとしているが、利用規約第9条第2項では、利用当日の利用開始前に支払うものとしているなど、条例又は規則（以下「条例等」という。）と利用規約との整合がとれていないものがあつた。</p> <p>条例等と利用規約との整合がとれていないことで、利用者の混乱を招くことはもとより、条例等に基づかない事務処理を行うことにもなることから、指定管理者と協議を行い、条例等と利用規約との整合を図るよう検討されたい。</p>	<p>道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則と道の駅まえばし赤城施設利用規約については、施設の利用実態を踏まえ、サービス向上に繋がるよう指定管理者と協議を行い、整合性のある適正な事務処理となるよう見直しを図る。</p> <p>なお、施設の利用料金の納付については、当該条例第8条の改正を予定（12月議会）しており、令和8年4月1日から改正条例の施行後は、「その他市長が必要と認める使用料等は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに納付することができる。」を適用するよう改善する。</p>